

# 第13回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議

日 時：平成29年6月18日（日曜日）

午後6時30分から午後7時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎 2階 講堂

## 1 開会

○司会：これから第13回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めさせていただきます宮城県環境生活部循環型社会推進課の酒井と申します。よろしくお願いします。

本日の御出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、恐縮ですが、そちらで御確認をお願いいたします。

ここで配付資料の確認をさせていただきます。本日6種類の資料をお配りしております。「会議次第」、資料1-1「出席者名簿」、資料1-2「座席表」、資料2「8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理意向調査について」、資料3「廃棄物の処理について」、参考資料「宮城県における濃度測定結果について（確定版）」でございます。なお、不足する資料等がございましたら、事務局へお申し出をお願いします。

## 2 あいさつ

○司会：それでは開会に当たりまして、村井知事より御挨拶を申し上げます。

○村井知事：皆さんお晩でございます。本日は日曜日にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。35人の市町村長全員出席ということで本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

昨年12月にこの会議を開催いたしました。その中でまずは当面はすき込み、堆肥化といったものをそれぞれの保管している自治体で取り組んでいただき、半年くらい経ちましたら改めて市町村長会議を開催いたしますという話をしておりました。ちょうど12月から6か月経ったということで、今日、このような会を開催することにしたわけでございます。

この間、各市町村で、今言いましたように、それぞれいろいろな取組をしていただきました。

今日はそれを1つのたたき台にしながら、いろいろ御議論いただきたいというふうに思っております。解決が難しい問題ではありますけどもどこかで決断をしなければなりません。復興は着々と進んでおりますが、この問題を解決しないで復興が終わったということが言えないわけでございますので、この汚染廃棄物の処理、これをみんなで知恵を出して処理できるように、今日はそのような会になればというふうに思っております。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

○司会：それでは議事に入ります。

ここからの進行は、河端副知事が務めさせていただきます。

### 3 報告

○河端副知事：私，進行役を務めさせていただきます，河端でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに，本会議の開催趣旨でございますが，今知事からお話ありましたように，8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理意向調査について御報告するとともに，8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理について意向調査を踏まえた県としての提案をお示しし，皆さまからの御意見を伺うため，この会議を開催させていただいたところでございます。

それでは，早速でございますが，次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

はじめに，お手元の次第，3の報告「8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理意向調査について」につきまして，環境生活部長から御説明を申し上げます。

なお，御質問につきましては，後ほど，意見交換の中で承りたいと考えてございますので，よろしく申し上げたいと思います。

それでは説明をお願いします。

○後藤環境生活部長：資料2につきまして御説明を申し上げます。

資料2「8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理意向調査について」を御覧ください。

「1 趣旨」でございますが，8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物につきまして，今後の処理方針検討のため，各市町村の処理意向について調査をさせていただきました。

「2 調査対象等」の調査対象でございますが，8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物，総量36,045トンを保管していらっしゃる26市町村を対象とさせていただきました。

なお，総量の36,045トンでございますが，資料下部の脚注にありますとおり，昨年11月3日の第11回市町村長会議で報告しました県測定分の速報値から，様々な理化学的なチェック，検出下限値や端数処理方法，水

分補正の取扱いの統一などを精査した確定値となっておりますが、多少数値がほんの僅かでございますが動いております。詳細は参考資料のとおりとなっております。参考資料をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて「(2) 調査期間」でございますが、5月11日から26日まで文書照会をもってさせていただきました。

「(3) 調査内容」でございますが、調査対象の市町村に対して、保管している農林業系廃棄物の種別ごとに、回答時点における今後の処理予定が、「農林地還元」か「焼却」か、あるいは「決まっていない」のかということで調査をさせていただきました。

次に「3 調査結果」を御覧ください。農林地還元で処理する予定の量は、16市町村で計6,397トン、緑の部分というふうになっております。焼却を予定する量は、10市町村で計14,992トンということで、オレンジ色の部分となっております。処理方法がその時点で決まっていない量は、9市町村で14,656トンというふうに、ピンク色の部分ということで回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 4 議事

○河端宮城県副知事：ありがとうございます。それでは、引き続きまして、意見交換の場は後から設定しますので、引き続き説明を全てさせていただきたいと思っております。

次第の第4の議事の(1)になります。

「8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理について」に移らせていただきたいと思います。

これにつきまして、知事から、県の考え方について御説明を申し上げます。

知事、よろしく願い申し上げます。

○村井宮城県知事：それでは資料3、皆様のお手元にあると思っておりますが、資料

3を御覧ください。舞台の上に乗って、パワポを使いながら説明します。

それでは、私から8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理スキームについて、私どもで今回新たに提案をいたします内容について説明させていただきます。

次（のスライド「1. 宮城県内の現状」）をお願いします。

もう一度、12月からこの6か月の間に新たに代わられた首長もおられますので、もう一度おさらいの意味で説明をさせていただきます。

廃棄物は大きく3つのカテゴリーに分かれます。1つは指定廃棄物です。指定廃棄物。これは震災後今まで測定をして、既に8,000ベクレルを超えてしまった、一旦8,000ベクレルを超えてしまったというものでございます。これが3,413トンございました。それを去年の12月までに国に再測定をしていただきました。

その結果、それでも8,000ベクレルを超えている、指定廃棄物の中で8,000ベクレルを今でも超えているといったものが1,099トンございました。そして再測定した結果8,000ベクレルを割った指定廃棄物が2,314トンございます。ただし、これは8,000ベクレルを既に割っておりますけれども、この2,314トンは国に対しまして「指定廃棄物から外して欲しい」という申請をし、国から認められないとこれが外れることになっておりませんので、現在でもこの2,314トンは指定廃棄物の中に入っているということでございます。

そして、もう1つのカテゴリーは未指定廃棄物といわれるものでございます。

これは、今まで震災後、去年の春先くらいまで全く測定していなかった廃棄物でございます。これを改めて再測定をいたしました。

その結果8,000ベクレルを超えたものが573トン、そして8,000ベクレルを切ったものが1,966トンございました。

3つ目のカテゴリーは、元々測定をして8,000ベクレルを切っていたといわれるものが34,084トンございました。これをもう1度再測定をし直しましたところ、同じ基準で再測定いたしましたところ、この34,084トンの中で8,000ベクレルを超えたものが5トンございました。やっぱり8,000ベクレルを切ったというものが34,079トンあったということでございます。今回我々が問題にしておりますのは、早く処理しようとしておりましたのは、考えておりますのは、この未指定分の1,966トンと元々8,000を切っていた34,079トンの併せて36,045トン。今環境生活部長が説明したのは、この36,045トンということでございます。これをどうするのかということ、これから話し合うということでございます。指定廃棄物については、今日は議論はいたしません。

次（のスライド「2. 県の処理方針（案）」）をお願いします。

去年の11月に我々が提案をいたしました処理方針でございます。これは前回の処理方針でございます。7つ方針がございました。

1つ、今回の、今回というのは、いま説明した測定ですね。8,000ベクレル以下であることが確認されました約3万6千トンの汚染廃棄物について、県内全ての自治体が協力して広域処理を行う。つまり、「自分の所は持っていないから」、あるいは「自分の所は処理が終わったから」ということを言わないで、「全ての焼却炉で同じスピードでどんどん処理をしていきましょうよ」というのが前回の提案でございました。

2つ目は、処理方法は「通常の一般ごみと混焼しましょう」と、生じた焼却灰は管理型最終処分場で埋め立てる。灰が出てまいりますと、「その灰も全ての、宮城県にある全ての処分場を使って埋め立てましょう」という提案をいたしました。

3つ目、排ガス・排水等の監視や環境モニタリングはしっかり行いましょう。安全性を十分確認しながら処理を行う。これは「国や県が責任を持って行いましょう」という話をしました。

また、「市町村にも御協力をいただきながら、安全性を十分確認をとりましょう」という話をしました。

4つ目はまず低い濃度から試験焼却をして、各処理施設における安全性を確認しながら慎重に処理を進めましょうということで、低い濃度から試験焼却をやって、1日約1トン。「試験焼却をやって徐々に濃度を濃くして行って、チェックをしましょう」「焼却灰が8,000ベクレルを超えることのないように、我々もしっかりとコミットしましょう」という話でございます。

5つ目は試験焼却の状況を踏まえて、混焼割合により、焼却灰の放射能濃度を調整する。これは「県が間に入ってしっかり調整します」とお話ししました。

6つ目、各自治体が処理する廃棄物の量につきましては、汚染廃棄物の保管量や各処理施設の状況等を踏まえまして県が間に入って調整します。ですから「市町村間で調整することはなく、県が間に入って調整します」という提案でございました。

7つ目は、広域処理とは別に各自治体が焼却以外の方法、堆肥化やすき込み等によって独自に処理することは可能ですよ。「全て焼却ということではなくて、堆肥化あるいはすき込みをどんどんやっていただいて結構ですよ」というお話をしたところでございます。

そうしましたところ、栗原市さんと登米市さんから「焼却するには、焼却に参画することが難しい」と、「自分のところはすき込みや堆肥化だけで処理したいんだ」という提案がございまして、先ほど言ったように、「ならば半年間はその状況は見ましょう」、そして半年後、今日ですね、再開をしましょうという話で終わったということでございます。

次（のスライド「3. 現時点での市町村の処理意向」）をお願いします。

その結果、先ほど環境生活部長がお話ししたように、アンケートを取ったところ、全ての市町村長から御回答いただき、「農林地還元、すき込みや堆肥化をやろう」という自治体もあれば「焼却をやりたい」という自治体もあ

れば、「まだ県の方針が示されていないので何とも申し上げられない」といった市町村もあったということでございます。

次（のスライド「4. 本日の提案」）をお願いします。

そこで、今回新しい提案を皆様にさせていただきたいと考えております。

課題は書いているように、震災から6年が経過して、一時保管を強いられている農家等の負担が非常に大きいことから、早期の処理の着手が必要だということでございます。

そのために提案でございます。このあいだは、廃棄物を持っている、持っていないに関わらず、全ての焼却炉で、全ての処分場で処理をするということございましたけれども、今回の提案は自分の圏域内、自圏域内で農林業系の廃棄物の処理を開始する。処理能力に余力を生み出すために一般ごみの受入れを全圏域で協力して行うという提案をいたしました。

分かりやすく言いますと、それぞれの自分の所で今焼却炉を使って家庭ごみ等を燃やしていると思いますが、そのエリアの中で廃棄物を持っている所は燃やしてください。ただし、燃やす日は、開始・スタートする日、試験焼却の日を同じ日にさせていただきたい。同じ日にするという事です。

その上で一般の家庭ごみを全圏域の全ての焼却炉・全ての処分場を使って処理をする。つまり焼却炉に能力のない自治体がございますので、その能力に余裕を持たせるために、家庭ごみについては、「汚染されていない家庭ごみについては全ての焼却炉・全ての処分場で燃やしましょう、処理しましょう」ということでございます。

その上で、例えば栗原市さんや登米市さんが同じようにやるということになればですね、栗原市さん・登米市さんは自分のエリアの中の、自分のエリアの中の焼却炉で燃やしてくださいね。ただし、栗原市さんや登米市さんの家庭ごみもみんなで受け入れましょうということでございます。

また、逆に言いますと、栗原市さんや登米市さんは現在焼却炉に余り余裕がないというふうに思いますけど、是非ですね、他の自治体の家庭ごみ、家

庭ごみの受入れを僅かな量でも結構でございますので、是非協力をいただきたいと思っております。そうすることで、全ての自治体が協力をして一歩前に進めることになるということでございます。ここに「具体的に」と書いてございますのは、そういうことでございます。

はい、次（のスライド「参考：処理の実施イメージ」）をお願いします。

まずは、約6か月間試験焼却をさせていただこうと思っております。汚染廃棄物の焼却を行う市町村については、まずは1日最大1トン程度の試験焼却をやります。一般家庭ごみは農林地還元に取り組むとっている市町村、つまりは栗原や登米さんのところにも家庭ごみを持っていきます。

また、汚染廃棄物を保管していない、例えば仙台市さん、こういったところに一般の家庭ごみを持っていくということになりまして、汚染廃棄物の焼却を行う市町村の負担を軽くするということでございます。

半年くらい経ちましたならば、試験焼却が終わって、大体データが取り終わりますので、その後に本格焼却ということで、同じスキームで処理をしていくということになります。

したがって、仮に栗原市さんや登米市さんが参画をするということになったときに、もう1回元に戻って去年の11月に提案した内容に戻るのかということにはならないということです。あくまでも栗原市さんや登米市さんが仮に参画するということになっても、それは栗原市さんのエリアの中で、登米市さんのエリアの中で自分のところは処理をしてくださいということになります。

家庭ごみを受け入れていただいた分を逆に家庭ごみをほかの自治体にお願いするような形になるかもしれませんが、それはこのスキームの中で参画していただくということになるということになります。

はい、次（のスライド「5. 今後のスケジュール（案）」）をお願いします。

今後のスケジュールですけれども、今日が6月18日でございます。

すぐに今日ここで結論は出ないと思いますので、皆さんも当然持ち帰って、住民の皆さんに説明したり、議員の皆さんに説明しなければならないと思いますので、2週間後の7月2日に改めて市町村長会議を集まっていたいで開催をしたいと考えてございます。ここで合意が得られればですね、皆さんも9月の議会に向けて予算の措置をしていただく。我々は収集運搬等の各種契約や環境モニタリングの機器等の手配の協力を国と行いながら皆さんと調整をさせていただきます。

そして秋口に試験焼却をスタートする。併せて一般ごみの受入れもスタートしていただく。半年くらいたしましたら本格焼却に入っていく。

農林地還元につきましては、もう既にスタートされている所がありますので、ずうっとスタートしていただくということでございます。

今日のところは、まずは全てこれで合意をしてもらおうというよりも、「何か課題はないのか?」「問題点はないのか?」ということをお皆さんから具体的に御意見を聞きたいというふうに思っております。

是非とも御理解をいただき、御協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○河端副知事：はい、ありがとうございます。それでは、ただいま報告と議事の4の(1)の御説明につきまして皆様の御意見・御質問を承りたいと考えてございます。御意見・御質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

どうぞ、塩竈市長さん、どうぞ。

○佐藤塩竈市長：先ほど、知事の方から今後の取組についてということとで新しい御提案をいただきました。先ほどの説明の中では2週間後でしたかね、2週間後ということではありますが、例えば2週間後にそれぞれの自治体で「ばらばらの方針」といいますか、「受け入れられない」ということになった場合は、改めて今知事が説明された考え方については再考されるということであるのか、あるいはあくまでもこの方針で宮城県では進めたいということなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○河端副知事：塩竈市長から御意見・御質問がございましたけれども、知事お願いしたいと思います。

○村井知事：現在の皆さんの抱えている状況からすると、この案がベストだと私は思っております。ただ、これで皆さんが合意ができないということであれば、また検討し直すということになります。

しかし、もう私としてはこれ以上の方法がなかなか見つからないので、逆に駄目な場合は「どういうふうなことをすればいいのか」ということを提案をしていただくと、大変ありがたいですけど。それは7月2日、改めて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○佐藤塩竈市長：してよろしいわけですね。

○村井知事：そうですね。是非、この方向で、まとまる方向で調整はしていただきたいと思いますが。 「こうでなければ駄目だ」ということでも決してないということですね。

○河端副知事：よろしいでございますか。はい、それではほかのご質問・ご意見とかございましたら。はい、美里町長さん、どうぞ。

○相澤美里町長：先ほどの知事からの説明ですと、11月に提案した県下一斉に全部の自治体ですということ、考え方ですけども、今回は各自治体に任せるというふうな、私はそのように捉えたんですけども、それでよろしいか。また、各自治体といいますけれども、私たちのところは焼却施設もない、最終処分場もない。となれば、「大崎広域の中で考えてください」という意味なのか、その2つ教えてください。

○河端副知事：それでは知事お願いします。

○村井知事：例えば、大崎管内で発生した、今保管しているものは大崎管内で処理をしていただくということになります。ただし、ばらばらに焼却をスタートするのではなくて、焼却をする日は、みんな県下一斉、同一の日に焼却をスタートする。そして、家庭ごみ、それによって大崎市も焼却炉に余裕が

ございませんので、家庭ごみを全ての全県で協力するということでございますので、県下一斉処理と言えるかもしれませんが、前回からの方針から転換した、方針の転換があったというふうに御理解いただきたいと思います。

したがって、処理のスピードはかなり差が出てくると思います。量の多い所は遅くなってしまいます。これはやむを得ないので、そのような協力をさせていただき、そして処理が終わったところから、どんどん家庭ごみの処理の協力もいただきながら、スピードを上げていきたいというふうに思っているということです。

○相澤美里町長：では、11月3日の県からの御提案とは違うというふうに判断してよろしいですか？

○村井知事：そうです。

○河端副知事：よろしいですか。はい、それではほかに。はい、南三陸町長さん、どうぞ。

○佐藤南三陸町長：この指定廃棄物の関係の会議は今日で13回目です。大臣ももう3人目ですかね、これ始まってから。この間に知事はじめ県の皆さんなんとかまとめようということで、これまで努力してきたことは本当に評価しているんですよ。今の県の考え方をお示しをいただいて、それぞれが最終的にまとめればいいんですが、結果として、「県の考え方とまとまらない」ということになった場合には、基本的には県の考え方を堅持しながらも、まとまらない市町村は、もう後はそれぞれの市町村の責任で処理をするということにならないと、これ、いつまでも堂々巡りの議論になっていくんじゃないかと、非常に懸念をしているんです。少なくとも知事がお話ししたように6年、もう経過しました。それぞれの自治体でも大変な思いをしている訳ですので、ある意味全体を全て一つにまとめるということじゃなくて、県の考え方は考え方として堅持をして、そして後は「それぞれの市町村で問題がある、受け入れられない」という場合には、「それは市町村の責任しかないのかな」と思っているんですが、いかがですか。

○河端副知事：知事お願いします。

○村井知事：この点については、7月2日の次回の市町村会議で皆さんの御意見を伺って、そういう御意見でまとまるんだったら、「やれる市町村からスタートしよう」というふうに意見がまとめれば、それはそれでいきたいと思えます。まずは、今日1回持ち帰っていただいて、皆さんの御意見を7月2日に持ち寄っていただいて議論したいというふうに思っております。したがって、意思決定は7月2日の会議でしたいというふうに思えます。それも一つの考え方だと思えます。

○河端副知事：よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、気仙沼市長さん、どうぞ。

○菅原気仙沼市長：大変ありがとうございます。いろいろ全県の皆さんが協力してということを知事の方からリーダーシップをとってお話をしていただいたと思えます。気になるのは7月2日の市町村長会議なんですけれども、また日曜日の夜だからという意味で言っているんじゃないですが、結局自分たちの圏域では、これは混焼して減らすしかないんだというふうな決断をしたとしても、それを実際燃やせるかどうかというのは、もう一度焼却施設のある近くに行って、説明をして、今度最終処分場の近くの所にも説明に行つてということ、前回はOKしてもらっているところはいいと思うんですが、まだ時間かかりそうだとするところも結構あったと思うんですね、12月末に。そうすると「その圏域としては方針はそれしかないですね」と思ったとしても、7月2日の段階で本当に進めるかどうかというところまで至らない市町村も出てくるのではないかと、実際時間も短いし、議会も皆さんやられていると思うので、そういうことを踏まえたときに「7月2日というのは本当に適切なのかな？」というふうな疑問が1点です。

あと、非常に細かいことですが、6か月間の試験焼却の時に最大1トン試験焼却する時に、そのときに緑の市町村・青の市町村にも一般ごみを持って行ってということになっているんですけど、実際には数量的にはすごく小さいので、どこまでこだわるか。受け入れる側としては、それは形でもですね、そうしたほうがいいというのは、「当然引き受けなければいけない」という思いの中で、ただ「実務的にはどこまで意味があるのか？」という疑問というか、クエスチョンです。

○河端副知事：はい、2点ございました。知事お願いします。

○村井知事：7月2日が早過ぎるのではないかということですが、議会をやっている、あるいはこれからやりますので、お忙しいのは重々承知なんですけど、いつまでもだらだらとやってしまうと時間がかかってしまって、どうしても次に進めないということがございます。9月の議会で、やはり皆さん予算化をしていただかなければならない。そうしますと国の方にモニタリングの機材の準備もお願いしなければいけない。そう考えるとあまり時間がない。2週間以内に皆さん、住民の皆さんに説明する機会を設けていただく等して、御理解をいただければ、スケジュールどおりにいけるのではないかと考えております。今日、7月2日じゃ無理だと、もっと延ばせということであれば、これが皆さんの総意であれば、延ばしますが、できれば7月2日にやらせていただきたいというお願いでございます。

それから、試験焼却1トンなのに家庭ごみを持ち出す必要が無いのではということですが、そのとおりです。計算上は1トンでしたらたいしたごみではないので皆さんのところで試験焼却を自圏域内でできるんですが、今回は全県みんなで協力しながら進めていることを外にPRをしなければいけない。みんなでやっているんだと、汚染廃棄物を処理はしていないけれどもみんなでやっているんだということをPRをさせていただきたいと思います。特に今回これをやるに当たってはかなりの家庭ごみが出てくるので、仙台市さんの協力をいただかなければなりません。仙台市さんだけが負担を受けるということになるので、仙台市長さんも議会で説明がつかなくなってくるので、まずは試験焼却の段階から「家庭ごみはみんなで協力して受け入れてますよ」と、「最終処分場への埋立てもみんなで協力してますよ」と、ただし汚染廃棄物については「それぞれの圏域内で燃やす所は自分の圏域内で燃やしてますよ」と、燃やしている所も他の市町村にも協力いただきながらやっておりますし、うちだけが燃やしているのではなく他の所も燃やしているので、是非協力してくださいと説明しやすいという、そういうメリットがあるということで、試験焼却のときから家庭ごみの受入れをお願いしている。ですから家庭ごみの受入れといっても、試験焼却の時は本当に微々たる量だというふうに思いますが、肝心なのはみんなでやっている、一歩スタートさせたということに意義があるということで御理解いただきたいと思います。

○菅原気仙沼市長：後段については理解しました。前段については、前回どの市町村も自分たちだけではなく、県・環境省から来ていただいているような質

問があっても答えられるように頑張られたと思うので、そういう意味ではフォローがこの短い期間にできるのであればありえるのかなと思いました。

○村井知事：この点については後で河端副知事の方から、次回の市町村長会議の日程については皆さんにお諮りしたいと思います。

○河端副知事：よろしいですか。ほかにございますでしょうか。女川町長さん、どうぞ。

○須田女川町長：これはリクエストですね。7月2日までというお話もあったんですが、仮にそうだとでもモニタリング機器の手配等で早急に入っていけるんだと思うんですが、どういう体制でやるのかが重要になってこようかと思うので、手配として走られるというのにも必要な数があるんでそこはいいんですが、ちゃんと体制としてどうやっていくかというところを（7月）2日じゃなくても、それ以降で何らかの合意形成なり結論なりが出て、なるべく早く示していただきたいというところがあると思うんですね。それが前提になって「こういう確認やって安全性を担保しながらやるんですよ」「試験焼却のごく僅かな量からやるんですよ」という話になると思うんで。手続を踏んでいくのはいいんですが、その体制だとか、それによってどれをどのくらい測定可能なのかとか、そういうところをはっきり是非していただかないといけないかなと思います。それはこれからのステップですね。なるべくそれを早く出していただければと。

○河端副知事：後藤部長から説明させていただきます。

○後藤環境生活部長：今の御質問ですが、環境モニタリングに必要な、例えばモニタリングポスト等の実際の配置は3～4か月かかると思いますので、その前にどういった配置の数で、どういった調査体制をとるのか、概念図といいますか、「こういった形でやりますよ」というところは、なるべく早急にお示ししたいというふうに思います。

○須田女川町長：この問題については焼却を進めるべきだという皆さんの中でもそこがすごく一番具体的なものとしてリクエストとして多いところだと思うので、ぜひお願いします。

○河端副知事：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。石巻市長さん。

○亀山石巻市長：今回の案については私も賛成しているのですが、11月の時点と違うのが、混焼ということで住民説明会をしましたけれども、今回の提案については圏域内での処理ということでプラスの方向で住民も考えていただけたと思いますけれども、今の状況がかなり悪い状況にありますので、住民説明会をして本当に理解が得られるか不透明な状況にあります。7月2日までということで、取り組んではみますけれども、なかなか厳しいという実感を抱いております。基本は「私どもも混焼でいきたい」というふうな考えではおりますけれども、やはり住民の皆さんの理解を得るための時間をもう少し丁寧に必要とするのではないかと思います。

○村井知事：具体的に石巻市さんとか気仙沼市さんはどれくらい時間欲しいですか。2週間では足りない、じゃあどれくらい。

○亀山石巻市長：議会があるので、私が動く必要がありますので議会が終わってから2週間は欲しい。6月の末に議会が終わりますので、それから2週間ということになると、7月の中旬くらいだったら対応できると思います。

○村井知事：議会は今やっているので7月頭には終わるんですね。（次回の市町村長会議は）7月2日は無理だと。議会が終わってから2週間くらいということですよ。

○河端副知事：ほかにございますでしょうか。どうぞ、加美町長さん。

○猪股加美町長：2点お話ししたいと思っております。

1点は7月2日というのはなかなか各自治体で、この時に方針を持っていくというのは大変なんだろうと。ここで合意を作ったとしても各自治体戻りますと、それぞれの利害関係者、うちは焼却炉ないんですけれども、焼却炉の周辺の方やら最終処分場の近くの方やら様々なステークホルダーがいますから、そういった方々や議会もそうですが、調整を2週間でいうのは、これはかなり厳しいんだろうというふうに思います。ここはもう少しお考えいた

だけだと思っっているのが1点。

もう一つなんです、400ベクレルというのが全体の6割強あるわけですね。これは林地還元なり、農地還元というすき込み等ということでかなり処理できるのではないかと考えております。それを超えるもの400ベクレル～8,000ベクレルなんです、この中身を見ますと、0～400と400～1,000も含めると実は9割近くが（今回処理対象の）8,000ベクレル以下のうち1,000ベクレル以下なんです。ただし400ベクレルを超えるものは発生した農地にしか還元できないというふうな説明を我々は受けているんですけども、既に集約しているものは、どの農地で発生したものかは分からない。こういったものが400ベクレル以下でも還元できない。逆にそこを、発生した農地でなくても還元できるのであれば、400ベクレル以下のものプラス1,000ベクレルくらいのもので、住民の理解を得られるのなら1000ベクレルまでを農地還元できれば、9割くらいは林地還元・農地還元ができ、焼却に回す量もかなり私は減らすことができるのではないかと考えておりますので。お聞きしたいのは400～8,000ベクレルのもので、発生した農地にしか還元できない理由・根拠を教えてくださいたいと思います。

○河端副知事：後藤部長から。

○後藤環境生活部長：すき込み等の基準につきましては農水省の方で考え方を示しておきまして、400ベクレル以下であればどういった所にすき込もうとも牧草等に吸収される量はすき込まれる前と変わらないという実証等の結果によりそういう判断をしていると。それから、400を超えるものについては放射性物質を発生した所から別な所へ拡散することになるので、超えるものについては同じ所に戻すということを基準に考えましょうということが農水省から出ておきまして、それによりまして400以下についてはどこに還元してもかまわない、400を超えるものについては発生地に戻すという基本的な考えが示されているところです。

○河端副知事：どうぞ。

○猪股加美町長：その考え方が、前にも聞いたんですけどもよく理解できないんです。といいますのは、先ほど言ったように、もう集約してあるもの

はどこから出たのか分からないんです。それから、なかなか自分の農地には還元して欲しくないと、まだ分かりませんが加美町の場合は。ただし、町有地に還元するのであれば、あるいは理解を得られるかもしれないんです。ところが、今の考えだとそれができないんです。そこは是非国の方に県の方から話をさせていただいて、もう少し緩和していただけるともっと農地還元・林地還元も進むのではないかと、あるいは進めやすくなるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○河端副知事：それでは知事からお願いします。

○村井知事：ここに至るまで国には嫌というほど同じようなことをぶつけていますし、何度もお願いをして調整しているんですけど、方針を変えてくれないということです。おそらく、国の方針が変わることを待って次のステップということになると、またどんどん時間がかかってしまいますので、林地還元、すき込みや堆肥化については引き続き基準を緩和していただけるようお願いすることはやりつつも、やはり、焼却について踏み込むということについては次回の市町村長会議で合意をいただきたいと思っております。なお、7月2日については、ちょっと期間が短過ぎるのではないかとということなので、後でもう一度、次回の市町村長会議については提案をさせていただきたいと思っております。

○河端副知事：はい、どうぞ。

○猪股加美町長：400から8,000ベクレルまでというのは、あまりにも大雑把過ぎるといいますか、もっと細かく私は対応を考えていいんだろうと。1,000と8,000では全然違うわけですから、その辺りは引き続き国の方に伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

○村井知事：調整はしてみますが、今まで同じことをずっと言って跳ね返されておりますので簡単には行かないと思いますが、当然、そういった御意見があったことは農水省等とよく話を進めたいと思います。

○河端副知事：よろしいでしょうか。それではほかにございますでしょうか。柴田町長さん、どうぞ。

○滝口柴田町長：柴田町長というよりも、仙南の(広域行政事務組合の)理事長をさせていただいておりますので、理事長としての発言になるかと思えます。

前は全県一斉にという条件だったんですが、それとモニタリングポストを設置した場合に仙南地域は県の方針に賛同すると表明させていただいておりました。今回その全県一斉にという条件が変わったので今回は持ち帰ってもう一度考えて来てくださいということ、それが7月2日、その期日は別ですが、そういう機会を与えていただきましたので、私達ももう一度、県の提案にしたがって管内2市7町で再検討させていただきたいと思っております。

また、知事の発言によると、できるところからというところでも「焼却する時は一斉ですよ」ということなので、これも大変安心をしているところでございます。

ただ、具体的な方法ですね、我々、試験焼却と本格焼却がごちゃごちゃになっているので、この試験焼却というのは具体的に、低い濃度を燃やすと集積されて高くなって、それが8,000ベクレルを超えないような試験にするんだらうと思うんですが、その時にどのくらいの量を燃やすのか、全体が見えないと、やはり周辺の方々が試験焼却するにしても心配だということがあります。

もう一つは、今、仙南で一般の家庭から来るごみを燃やしていますが、毎日セシウムの付いた焼却灰が出ております。でも煙突からはセシウムは検出されずということになっております。ですので8,000ベクレルかどうかというのは見える形で心配している方々に示すことができるのですが、バグフィルターで99.9%捕えられるということなんですけれども、今言われているのは、「それでも出ているのではないか」という不安感が実はあるわけですね。試験焼却する時にそこをどのように御理解いただけるか、その方針も示していただかないといけないのかなど。要するに、量をどんどん燃やしていくと、今は仙南クリーンセンターは不検出なんですけど、量を増やすことによりバグフィルターは99.9%のはずなのに、実際もっとセシウムの濃度が高くなって外に出ていくのかどうか、これは実験してみなければ分からないのですが、一般論としてはどうなっているのか心配な点がございましてので教えていただければなと思っております。

あと、最終的には、条件のモニタリングポストが必ず付くということなので安心しております。

○河端副知事：2点ありましたが、後藤部長からお願いします。

○後藤環境生活部長：1点目でございますが、試験焼却は、ボリュームとしては毎日投入する汚染廃棄物の量は1トン程度で行うということでございまして、その中で家庭ごみとの混ぜ方等を変えたり投入する汚染廃棄物の濃度を変えたりしまして、焼却灰の濃度がどうなるのかを確認しながらやっていくところでございます。11月の段階でお示ししました、現在出ているベクレル数にプラス800程度に抑えながら焼却灰を管理していくような形の燃やし方で、ボリュームがどのようにコントロールできるのかというものを試験焼却の中でやっていくというものでございます。それに基づきまして、最終的にそれぞれ汚染廃棄物を持っていらっしゃる圏域の燃やし方のベースを作りまして、最終のボリュームを、安全な範囲で燃やしていけるのはどういう量の割合なのかというのを確認しながらやっていくところでございます。

それから2点目につきましては、今申し上げましたが、最終的に焼却灰がプラス800ベクレル程度になるように、家庭ごみとの混ぜ方をコントロールしながらやっていくというところでございますので、その結果につきましては、モニタリングポストの方でしっかりと確認をさせていただきたいというところでございます。

○河端副知事：よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは登米市長さん、何か御意見ございますでしょうか。

○熊谷登米市長：登米市長の熊谷でございます。今日の知事の提案、しっかりと承りました。

もう登米市といたしましては、農林地還元ということが既定方針ということで、今、試験の処理も始めておりまして、10月頃までにはしっかりとした結果がでるか、そういうふうに思っております。

ただ、御存じのとおり量が大変膨大なものですから、草地にして大体200ヘクタールくらい必要だろうと、今、試算をいたしてございまして、市内全域では約1,000ヘクタールの草地がございまして、それを何とか最大限利用していきたいなど、そのように考えているところでございまして、先ほど知事から御提言のありました一般家庭ごみの焼却に関しましても、持ち帰って検討させていただきましても、「多分、御協力できる」と考えているところでもございます。

○河端副知事：はい，ありがとうございます。続きまして栗原市長さん，特に受入れ，一般ごみの受入れに対するお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○千葉栗原市長：はい，今日の路線の変更ということもありましてですね，前々から栗原市，それから私の選挙の際もですね，現在進めております堆肥化，すき込み化，そして混焼の実験及び検証結果が9月の上旬までかかるということがまずございます。

もう一つは処分場ですね，焼却センターの方が今半分の稼働でやっているものですから，現状は市ですね，焼却が本当に汲々としている状況ではございます。

ただし，県全体としての枠組みが必要であることは本当に大事なポイントだと思っておりますから，その中で栗原市もできる範囲で協力をしてですね，9月の実験結果を見ながら総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

○河端副知事：はい，ありがとうございました。仙台市長さん，御意見賜ればと思いますが。

○奥山仙台市長：はい，仙台市に期待されている役割としては，先ほど知事がおっしゃられたような一般ごみ，家庭ごみの焼却ということだろうというふうに思っております。全体の数量がまだトータルとしては見えませんので，その数量がどこまで可能かというのは，オーバーホールとかいろいろな時期の問題もありますので，それは精査をさせていただきたいというふうに思いますけれども，今まで震災とかいろいろな時にですね，他自治体の一般ごみを仙台市として受け入れたという実績が複数ございますので，基本的には可能な御提案であるというふうに拝聴しております。以上です。

○河端副知事：はい，ありがとうございます。他に何か御意見ございますか。  
はい，どうぞ，名取市長さん。

○山田名取市長：ちょっと確認させていただきたいんですけど，前回の御提案の内容とちょっとやりかたは変わっても，県下一斉に全市町村で協力してや

るという基本的な方針は変わっていないということによろしいですか。

○河端副知事：知事，お願いします。

○村井知事：そうです。要はみんなで協力してやろうと。ただ，「汚染廃棄物は圏域外に出すことはないですよ」ということをございます。

○河端副知事：よろしいですか。はい，ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

では，そろそろ御意見出尽くしたようでございますので，いただいた御意見を踏まえまして，改めて知事から発言をさせていただきます。

○村井知事：そうすると，今日私どもが提案した内容については，何を言っているかは御理解いただいたということなんですが，先ほどからちょっと7月2日では議会もあるので日程的にタイトだということをございます。

そこで，皆さんの議会が終了してから，先ほど石巻市長から議会が終わってから2週間欲しいということでしたので，皆さんが大体議会がいつ頃終わるのか，もう一回再度調べさせていただいて，プラス2週間以降にやるということで，もう一度日程調整をさせていただくということによろしいですか。

ただ，先ほどから話があるモニタリングの機器ですけれども，これを作るのに，4か月くらいかかるらしいんですよ，1機作るのに。ですから，発注すれば大量生産で次々できあがるというものではなくて，オーダーメイドで注文してから作り始めますので，その分，合意しないと発注できない。そうすると，また遅くなってしまうということになりますので，できるだけ早く皆さんの合意を取り付けたいという思いを私は持っております。

したがって，いつまでもという訳にはいきませんので，大変恐縮ですけれども，議会が終わってプラス2週間くらいで市町村長会議を開くんだというふうな意識を持っていただいて，住民の皆様にご説明をいただくと大変ありがたいというふうに思います。皆さん大変お忙しい方ばかりでございますが，どうか御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○河端副知事：はい，ありがとうございます。それでは，知事が今申し上げましたように，皆さんちょっと議会の日程，皆さんからお伺いして，一番遅いところの期日から2週間後を目処に，それ以降ということで，別途また詳細

は調整させていただきたいと思いますので、御協力よろしくお願ひしたいと  
思います。

それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきたいと思います。

貴重な御意見，本当にありがとうございました。どうもありがとうございました  
ました。

## 5 閉会

○司会：これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。